

令和4年10月26日 行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、区協議会諮問資料（本資料）を了承
令和4年11月 7区の区協議会に諮問
令和4年12月 全ての区協議会から諮問内容について適切であると答申

区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について

1 区の設定

(1) 区の設定、名称及び区域

区再編により、地方自治法の規定に基づき、市の区域を3つに分けて区を設ける。区の名称及び区域は、次のとおりとする。

区の名 称	区 域
中央区	中区、東区、西区、南区、北区（三方原地区※）
浜名区	北区（三方原地区※以外）、浜北区
天竜区	天竜区

※初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

(2) 事務所の名称及び位置

区の事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

(3) 区役所の事務分掌

区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

①まちづくりに関する事項

②区民に身近な行政サービスに関する事項

2 区協議会の設置

(1) 区協議会等に関する主な規定事項一覧

規定事項	
① 区協議会	
No.1	区協議会の設置
No.2	区協議会の名称、委員定数
No.3	区協議会の構成等
No.4	区協議会委員の選任
No.5	区協議会委員の任期
No.6	区協議会の責務
No.7	市及び市長等の責務
No.8	区協議会の庶務
② 代表会	
No.1	代表会の名称、委員定数
No.2	代表会委員の構成
No.3	代表会の会長及び副会長
No.4	代表会の会長及び副会長の選任、解任
No.5	代表会の権限等
No.6	代表会の会議
③ 地域分科会	
No.1	地域分科会の名称、委員定数
No.2	地域分科会委員の構成
No.3	地域分科会の会長及び副会長
No.4	地域分科会の会長及び副会長の選任、解任
No.5	地域分科会の権限等
No.6	地域分科会の会議
④ 地区コミュニティ協議会	
No.1	地区コミュニティ協議会の設置

(2) 主な規定事項

① 区協議会

No.1	規定事項	区協議会の設置
	内容	設置の法的根拠
	当局案	地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

No.2	規定事項	区協議会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	・中央区協議会 80 人 ・浜名区協議会 40 人 ・天竜区協議会 20 人

No.3	規定事項	区協議会の構成等
	内容	構成、役割
	当局案	・区協議会は、代表会と地域分科会で構成する ・天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営し、その運営は地域分科会の規定を準用する ・代表会は、区協議会の運営に関する事項について調整し、地域づくりに関する事項について協議する ・地域分科会は、地域づくりに関する事項について協議する

No.4	規定事項	区協議会委員の選任
	内容	区域内に居住するもの
	当局案	・区協議会委員は、各区域内に住所を有する者のうちから市長が選任 ・区協議会委員の選任にあたっては、地域バランスに配慮する

No.5	規定事項	区協議会委員の任期
	内容	年数、再任
	当局案	・任期は 3 年（補欠の任期は前任者の残任期間） ・再任は可能（1 回限り）

No.6	規定事項	区協議会の責務
	内容	-
	当局案	区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努める。

No.7	規定事項	市及び市長等の責務
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じる ・ 区協議会の意見を受け止め、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない ・ 市政に関する事項について、情報の提供に努めなければならない

No.8	規定事項	区協議会の庶務
	内容	事務局
	当局案	区協議会の庶務は、当該区の区役所及び行政センターにおいて行う

② 代表会

No.1	規定事項	代表会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区協議会 代表会 8人 ・浜名区協議会 代表会 8人

No.2	規定事項	代表会委員の構成
	内容	-
	当局案	代表会委員は地域分科会委員の代表で構成する。

No.3	規定事項	代表会の会長及び副会長
	内容	人数、任期
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・代表会に会長1人、副会長1人を置く ・代表会の会長・副会長は、区協議会の会長・副会長を兼ねる ・任期は区協議会委員の任期による

No.4	規定事項	代表会の会長及び副会長の選任、解任
	内容	選任方法、解任
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・代表会委員の互選 ・心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる

No.5	規定事項	代表会の権限等
	内容	<p>権限、責務</p> <p>※市発意の諮問などに対する権限・責務（基本構成（図）2-①～④）</p>
	当局案	<p>1 代表会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の諮問等に対し、地域住民の意見を反映し、これを処理させるため、地域分科会へ、審議を付託することができる（基本構成（図）2-②） ・市長その他の市の機関により諮問されたものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べる（基本構成（図）2-③） <hr/> <p>2 代表会の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会の意見を取りまとめ市へ提出する（基本構成 2-③） ・市の回答を地域分科会へ提供する（基本構成 2-④） <hr/> <p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない（基本構成（図）2-④） ・市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、区協議会へ諮問しなければならない（基本

		構成（図）2-① （1）諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務に関する事項 ・市が行う当該区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
--	--	--

No.6	規定事項	代表会の会議
	内容	会議の運営（招集請求など）
	当局案	代表会の会長が招集し、議長となる

③ 地域分科会

No.1	規定事項	地域分科会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区協議会 中地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2.5em;">東地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2.5em;">西地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2.5em;">南地域分科会 20人 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・浜名区協議会 北地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2.5em;">浜北地域分科会 20人

No.2	規定事項	地域分科会委員の構成
	内容	-
	当局案	地域分科会の委員は、区協議会委員のうち、指定された地域内（旧区単位）に住所を有する者で構成する。

No.3	規定事項	地域分科会の会長及び副会長
	内容	人数、任期
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会に会長1人、副会長1人を置く ・任期は区協議会委員の任期による

No.4	規定事項	地域分科会の会長及び副会長の選任、解任
	内容	選任方法、解任
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会委員の互選 ・心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる

No.5	規定事項	地域分科会の権限等
	内容	<p>権限、責務</p> <p>※住民発意の提案などに対する権限・責務（基本構成（図）1-①～④）</p> <p>※市発意の諮問などに対する権限・責務（基本構成（図）2-①、③、④）</p>
		<p>1 地域分科会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の提案を受け止め審議し、必要な場合は市へ意見を述べるができる（基本構成（図）1-①～②） ・地域づくりに関することについて協議し、必要な場合は市へ意見を述べるができる（基本構成（図）1-②） ・市長その他の市の機関により諮問されたもの及び意見を求められたものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる（基本構成（図）2-③）

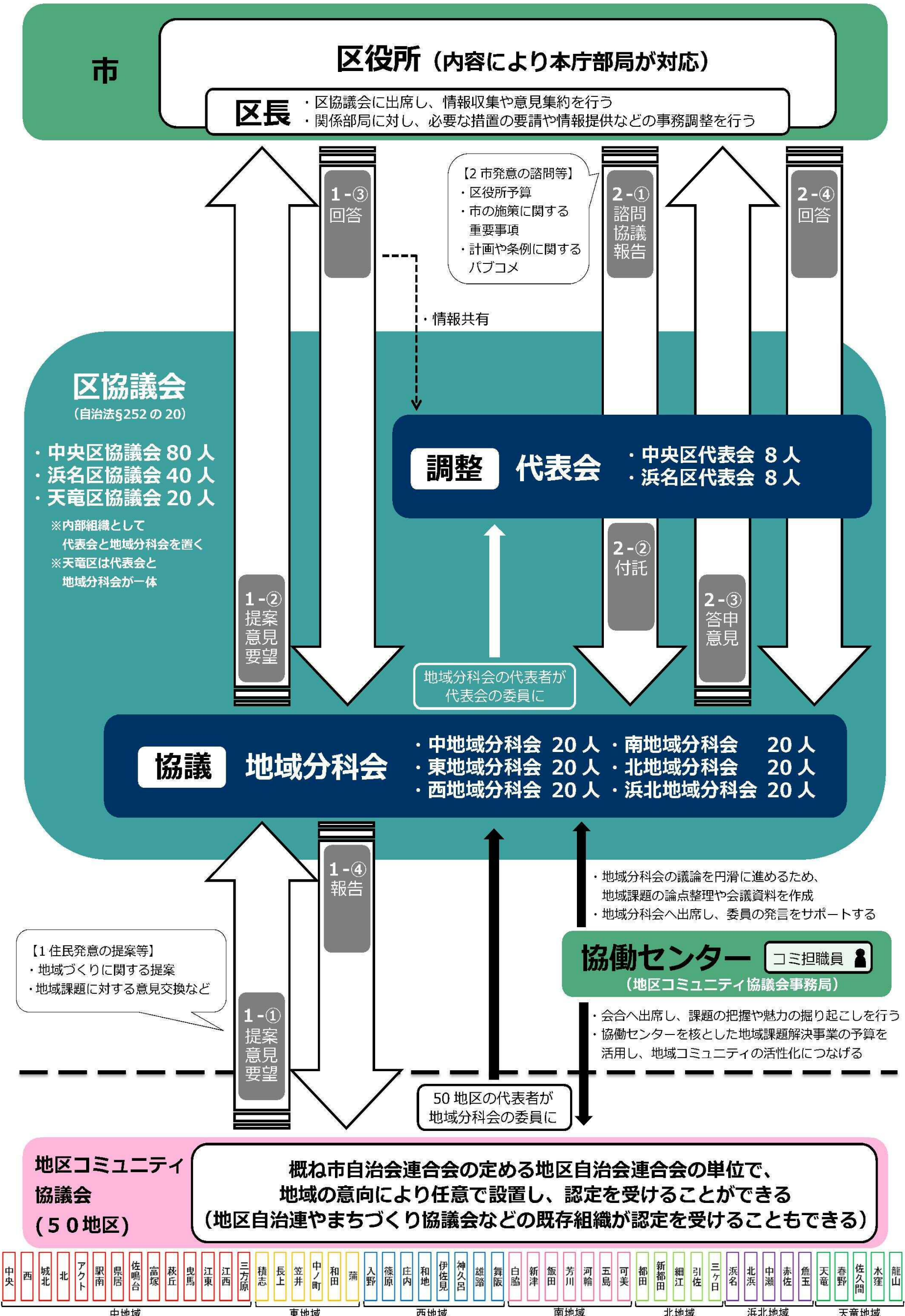
	<p>2 地域分科会の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の回答を地区コミュニティ協議会へ報告しなければならない（基本構成（図）1-④）
	<p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない（基本構成（図）1-③、（図）2-④） ・市の施策に関する重要事項であって、区の地域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、区協議会へ諮問又は意見を聴かなければならない（基本構成（図）2-①） <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務に関する事項 ・市が行う当該地域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該地域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 <p>(2) 協議・報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う当該地域に係る事務に関する事項 ※計画や条例に関するパブコメ（規則以下で規定） ※地域力向上事業の提案、事後評価（規則以下で規定）

No.6	規定事項	地域分科会の会議
	内容	会議の運営（招集請求など）
	当局案	地域分科会の会長が招集し、議長となる

④ 地区コミュニティ協議会

No.1	規定事項	地区コミュニティ協議会の設置
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は住民自治の充実のため、概ね市自治会連合会の定める地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置することができる ・市は地区コミュニティ協議会に対し、必要と認める予算上の措置及び必要な支援を講じることとする ・地区コミュニティ協議会の事務局は、当該地域の協働センターに置く ・地区コミュニティ協議会は区協議会に対して提案することができる ・地区コミュニティ協議会の設置基準及び、会の運営等については別に定める

区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）（白抜き文字は条例事項）



※図内の数字 1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ